## 議会改革に関する特別委員会会議記録(概要)

令和3年10月14日(木)

開 会(午後1時30分)

## 【議 事】

# ○ハラスメントの防止等に関する要綱について

島田委員長

前回の委員会では所沢市議会議員のハラスメントの防止等に関する要綱(案)第4条第2項、第3項各条文中の「事実関係の調査及び確認」の調査権まで議長に付与するのはどうか、というご意見があり、「調査及び確認を行う。」を「情報収集等確認に努める。」に修正する案も示されていました。また、要綱案第4条第4項条文中の「その他必要な措置」を「など必要な措置」に修正した場合に措置の範疇が広がるとのご意見があり、ご意見についての検証等のため、持ち帰りとしていたので、再度、ご意見を確認していきたいと思います。

矢作委員

「情報収集等確認に努める」ということで会派の了解をとっている。第 4条第2項第3項はまとめるという松本委員の提案がよいと思う。

島田委員長

「調査及び確認を行う」を「情報収集等確認に努めるものとする」というご意見と、第2項第3項をまとめるというご意見も前回出ていましたがいかがですか。

松本委員

情報収集のなかに「各会派代表のご意見を伺う」ということも含まれるのかと思い言った。第2項第3項は似通っているのでまとまればわかりやすいと思う。議長の役割の、各会派代表からの意見聴取というのが今おっしゃった情報収集の中に包含されるのではと思った。

矢作委員

前回松本委員がおっしゃったのは「議長は前項に規定する相談及び申立 てを受けた場合において、相当な理由があると認められたときは、各会派 を代表する者から情報収集を図ることとする。」ということだ。先ほど委 員長がおっしゃっていた「情報収集等確認に努める」ということだったが、 松本委員がおっしゃっていたほうがより良かったと思う。

松本委員

第2項第3項を一緒にする中で、情報収集等確認に努めるということの 頭に、各派代表の存在を明示したほうがよい。

島田委員長

文言を整理していただきたいので休憩をお願いします。

休 憩(午後1時35分)

再 開(午後1時55分)

矢作委員

第4条第2項第3項の案を作った。第2項「議長は、前項に規定する相

談及び申立てを受けた場合において、相当の理由があると認めるときは、 事実関係の情報収集を行うものとする。」、第3項「議長は前項に規定する事実関係の情報収集を行う場合、各会派を代表する者から意見を聞くものとする。」、以上だ。

島田委員長

ご意見がなければこの案でよろしいですか。

(委員了承)

島田委員長

第4条第4項の「その他必要な措置」を「など必要な措置」にとありましたが、こちらはいかがですか。

矢作委員

「など」ということで提案したが、「など」も「その他」もあまり変わりはないということで、どちらでもよいとは思う。ほかに適当な言葉を探したが見つからない。指導、助言、注意ということを行うことであればその他でもやむを得ないと思う。そこに限定されるということでよいのか。

石本委員

指導、助言、注意になどが付くとなんでもできる。この3点を軸に考えるのであれば「など」はいらないと思う。

石原委員

前回までは「など」という提案だったので、その案で持ち帰ったところ 「など」が入る分には弱まることでなく強まるということで、あらゆる措 置が行えるという意味の「など」なので、それに反対はない。あらゆるものに対応できる、あらゆる可能性を持っているという意味で広がるならよいと思う。

矢作委員

うちの会派はそれ以外にも色々できてしまうという解釈にならない方 向で考えたいと思っているので、「その他必要な措置」でもよい。

石原委員

「など」はなしということか。

矢作委員

「など」というのが広義な解釈になっていくのであれば「その他」でよいと思う。第4項に「前2項の調査の結果」とあるが、調査を削ったので 「前2項の結果」でお願いしたい。

島田委員長

今の「調査」を削り、「その他必要な措置」でというご提案でしたがよ ろしいですか。

(委員了承)

島田委員長

要綱案につきまして、文言の修正などがありますので、要綱案を修正したものについて、次回最終案として確認していくことでよろしいでしょうか。

(委員了承)

#### 【議事】

## ○所沢市議会基本条例の一部改正について

島田委員長

前回の委員会で伺った意見を反映しました改定提案表を事前に配信しております。確認が必要となります条文案は、第9条及び4つの新規条文案です。順に確認してまいります。

第9条第1号改正条文案「一問一答方式を原則とする。」につきまして、 各修正案のご提案や、そもそも条文案に改正することで会議規則等への影響を懸念されるご意見がございました。持ち帰り検討されて来られたと思いますので、ご意見を伺いたいと思います。

松本委員

第9条第1号について、至誠自民クラブから「原則」を「基本」に修正するというご提案を持ち帰って相談したが、「原則」は他を排する、「基本」は大元であるという意味からすると、なじまないということで、前回、申し上げた通告書の記載のとおり3つの方式を列記するか、さもなくば現行のままにしてほしいということが会派の意見である。

川辺委員

もう一度検討してみたが、一問一答方式を原則とするとなると、議員の 発言権を縛るようなイメージがあるという部分で、現行のほうがよい。仮 に改正するとしたら、もともとは一括質問というベースがあって、そこに 一問一答という新しい質問の仕方を行うために現行条文ができている。現 状は、一問一答が定着していることを考えると、変えるとしたら、「一問一答方式を原則とする。」というところをなくしてしまって、「論点及び 争点を明らかにすること。」というように簡略化した方がよい。

荻野委員

いろいろなご意見が出たが、実態を踏まえて考えると、現行のとおりはよくないと思う。川辺委員からは削ってはという意見があったが、実態として一問一答が主流になっているので、削ってもそんなに影響はないのかもしれないが、条例自体を作った時に一問一答を我々議会として勝ち取ってきたという経緯があり、先人の努力の証でもあるので、何らかの形で残すべきである。いろいろな意見を伺ってきた中で、対案を考えたので、配付させていただきたい。

島田委員長

配付してください。

荻野委員

説明させていただく。現行の条文が、「議員の市長等に対する質疑及び質問は、」という主語になっているが、「議員は」という主語に変えて、「市長等に対する質疑及び質問を行うに当たっては、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めるものとする。」として、なお、先ほど松本委員から質問の方式を列挙したらどうかという話もあったので、「なお、質疑及び質問は一問一答方式のほか、質疑については回数制限方式、質問については初回一括方式で行うことができる。」という形で

あったら、「原則」や「基本」という言葉が出てこないので、どうかと思い提案した。

#### 石本委員

この提案は今日、初めて見たので、これに対するコメントではなくて、 先ほどの荻野委員の発言と同様の考えを持っているけれど、議会基本条例 を最初に作る時に一問一答方式を導入するか、しないかは時間をかけて勝 ち取ったわけである。当時、7期目の荒川議員は、市民への説明会で、ま さか議員になって何年も経って議会改革が進むとは思わなかったという 一例がまさに一問一答だったわけである。若い議員は、一問一答方式に対 して当たり前のようになっているけれど、当たり前でなかった時代を知る 者としては、一問一答方式にこだわりがある。文言を入れなくてもよいの ではないかというのは、会派に持ち帰るが正直悲しい提案である。荻野委 員の提案は、「原則」、「基本」の文言がないから、新しい提案なので持 ち帰るが、歴史の部分は会派に伝えていただきたいと思う。

#### 島田委員長

会派に持ち帰りとしますが、ここで確認しておきたいことはほかにありますか。

# 矢作委員

質問通告書のところは、「一括」もあるが、それは除外するという提案 か。 荻野委員

一括方式は、ここ何年かは浜野議員しかやったことがないので、実態として廃止してもよいと思う。実際は議会運営委員会で決めてもらうことになる。もし、どうしてもということであれば、「質問については、初回一括を含め一括方式」という文言にするという対応はあるかと思う。

石本委員

「質問については、一括、初回一括方式」と並べるのもあると思う。

荻野委員

一括方式はやっている人がいないので残す必要はないと思う。

島田委員長

それらのことも踏まえて、持ち帰っていただきます。

続いて、第9条第2号改正条文案「質問の趣旨を確認することができる。」につきましては、「反論」の意味を持たせるため現行条文のままとするご意見があり、「反問」と「反論」を別々に表記するご意見などもございました。これら前回のご意見等を合わせまして、再度、ご意見をお願いします。

川辺委員

改正案のとおりというところもあるが、現状は「反問」と「反論」を縦分けしているが、当時は「反論」の部分まで込めて議論していた経緯があったようで、質問の趣旨を確認するという範囲で運用しているが、この条文については、当時の思いを残しておきたいという部分で、現行条文の方がよい。

島田委員長

ほかにご意見はありますか。全会一致ですので、現行のままという形で よろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

次に、正副議長志願者の所信表明の条文案につきましては、現在の所信表明実施方法が休憩中の実施であることから、条文案中「本会議において、」を削除するご提案がございました。そのほかにご意見がございませんでしたら、「本会議において、」を削除したものを条文案とすることとしてよろしいでしょうか。

川辺委員

会派でシンプルにしたらどうかという意見が出て、「所信を表明する機会を設けるものとする。」を「所信を表明することができる。」というシンプルな表記にした方がよい。

荻野委員

そうすると主語が合わない。「議長及び副議長志願者は、」としなけれ ばならない。

石本委員

議会基本条例改正案なので、ほかの条文を見ると「議会は」という主語が圧倒的に多い。機関としての議長として「議長は」が主語で出てくるケースもある。ここで「議員は」というのが出てくるのはおかしい。

島田委員長

現行の提案条文と川辺委員のおっしゃっている案は、趣旨的にあまり変わらないです。

川辺委員

ここは改正案のとおりでよい。

島田委員長

「本会議において、」を削除する形でよろしいでしょうか。 (委員了承)

島田委員長

次に、議会モニター制度の条文案につきましては、できる規定であることから先に条文化し、その具体的実施方法は後から議論してもよいのでは、とのご意見などを持ち帰りとされていました。持ち帰られた委員の方は会派でのご協議の結果、ご意見を確認しておられると思いますので、ご発言をお願いします。

川辺委員

市民の意見をしっかり聞くという意味では、入れた方がよいというのは変わらないが、前回の委員会の中でインターン制度も議会モニター制度のひとつではないかという趣旨の発言があったと思う。インターンは議会モニター制度とは違うのではないか。理由は、大学との協定のもと、インターンを受け入れているが、改正条文案で市民の意見を聞くとなっているけれども、インターンの方で市民でない方もいて、議会モニター制度という

言葉を各委員がどれだけ理解しているのか、という問題提起があって、議会モニター制度というものをもう少し研究してから決めていった方がよい。もう少し勉強させてもらいたい。

島田委員長

新規規定は既に盛り込むことで合意をしています。趣旨に則した形で具体的なご提案をいただかないと、これを今からなしにするというわけにはいきません。

川辺委員

なくすということではなく、所沢市議会として、どこまで議会モニター 制度という言葉を理解しているのかということが気になっている。

荻野委員

委員長が言うように新規条文として盛り込むことに同意されていて、今 行っているのは条文の文言をどうするかという議論なので、制度を具体的 にどうするかという話は、広聴広報委員会とかで検討することになった時 にやっていけばよい。

島田委員長

あくまでもできる規定で、もしやるということになれば、担当の委員会でご議論いただくという話です。議会モニター制度をどれだけ理解しているかは、違う議論の話です。

川辺委員

ここのところは、もう一度持ち帰らせてほしい。

島田委員長

時間も限られていますので、反問権のところも持ち帰りになっています し、具体的な提案をしていただくということと次にまとめられるようにご 協力をお願いします。

荻野委員

条文の文言をこうして欲しいということ以外は、別のところでやっても らいたい。今は条文の議論をしているところなので。

島田委員長

次に、情報通信技術の活用の条文案につきましては、具体的な実施方法の検証を経て、条例化していく方がよいとのご意見と、基本条例改正後に 具体的な活用方法を議論すればよいとのご意見がございました。こちらも 持ち帰りとなっていましたので、ご意見をお願いします。

川辺委員

「情報通信技術の積極的な活用を図るものとする。」という部分を「情報通信技術の積極的な活用を図り、効果的、効率的な議会運営を行うものとする。」という形にして、第2項は削除してもよいという意見が会派で出ている。

石原委員

それは、第1項がそのような提案の改正になれば、第2項はおのずと第 1項に含まれるということか。 川辺委員

そのとおりだ。

荻野委員

その「積極的な活用を図り、効果的、効率的な議会運営」に変えてしま うと、1行目にも「議会活動を円滑かつ効率的に行うため」とあるので、 重なってしまうと条文としてきれいではない。

島田委員長

そこは川辺委員、どうされますか。

川辺委員

ご指摘のとおりである。

石本委員

川辺委員の文言を活かすなら、「議会は情報通信技術の積極的な活用を 図り、効果的、効率的な議会運営を行うものとする。」だ。

島田委員長

第2項の感染症や災害のことは含まれるということですね。

川辺委員

含まれるということだ。

石本委員

至誠自民クラブの提案条文の「円滑」という言葉を活かすかどうか。

松本委員

そもそもここで言っているのは、情報技術の活用であるが、何のために 活用するかであるから、議会は議会活動を円滑に進めるために情報技術を 活用するのであり、川辺委員の提案は、逆に情報技術を活用することによって議会は効率かつという、どちらを先にするとわかりやすいのであろうか。

#### 荻野委員

あくまで議会活動を円滑かつ効率的に行うということが目的なので、そのための手段が情報通信技術の積極的な活用ということなのだと思う。あえて、いろいろな表現があると思われるが、変える理由をご説明いただけるとありがたい。

#### 石本委員

基本はなるべく「議会は、」を主語にするべきである。

休 憩(午後2時27分)

再 開(午後2時45分)

#### 島田委員長

情報通信技術の活用のところは、もう一度、持ち帰っていただきまして、 政策研究審議会に諮問するに当たって、資料や会議記録を提出しなければ ならなく、次にはまとめないと間に合わなくなりますので、事前にすり合 わせ等ありましたら、行ってくださるようお願いいたします。

次に、会議録の公開の条文案につきましては、第1項、第2項は地方自 治法や委員会条例の規定があるため、新規条文として設けずに第3項のみ とするご提案がありました。また、第3項中、「公開しなければならない。」 が全ての会議録及び会議記録の公開義務を課されると考えられることに ついて持ち帰られております。これについてご意見をお願いします。

荻野委員

前回、第1項、第2項はなくてもという話をしたが、あった方が市民の 人も読んでわかりやすいと思うので、そのままでよい。

川辺委員

第3項のところだが、わが会派の条文案として「第1項、第2項においては、原則、公開とする。」とシンプルにしてはどうかという案が出ている。理由としては、議運の会議記録が公開することになれば、必要のない部分を削除したり、広聴広報委員会も公開しなくてもよいような内容もあったりするので、「原則」という言葉の中でまとめてしまうということである。

石本委員

第3項、「インターネットの利用その他の方法により原則、公開しなければならない。」ということか。

川辺委員

単純に第3項として、「第1項、第2項においては、原則、公開とする。」 ということである。

石本委員

分かればでよいのだが、もし情報公開請求が出たら、議会運営委員会の 会議記録は、当然、公開することになると思うが、どこの部分まで隠すの か。

休 憩(午後2時48分)

再 開(午後2時50分)

荻野委員

議会基本条例第6条で「議会は、会議を原則公開とする。」という条文がある。川辺委員から会議録及び会議記録は原則、公開とするというご提案があったが、この第6条との関係についてはどのように考えているのか。そもそも第6条については、秘密会という制度もあるので、それを念頭に原則公開という表現になっている。

川辺委員

現在の条文案であると、最終的に公開しなければならないということで、何から何まで公開しなければならないイメージがあるもので、それで原則という言葉を使って、不必要なところは削除して公開すべきではないかということである。

荻野委員

その不必要なというのは、具体的に何を指しているのか。議会運営員会 や広聴広報委員会の会議記録は作成されているし、公開請求があれば閲覧 もできるし、ただ、インターネットには掲載されていない状況なので、不 必要な部分かということが、よく理解できない。 川辺委員

例えば、議会運営委員会で質疑の抽選であるとかは全部記録されている のか。そのようなところは公開しなくてよいのではないかということであ る。

荻野委員

事務局に確認するが、議会運営委員会で言えば、質疑の順番も記録の中には入っているのか。

古瀬議会事務

議会運営委員会の会議記録に、抽選結果として質疑順位を記載しています。

局主幹

石本委員

「○○議員、○番」という感じの記録か。

休 憩(午後3時00分)

再 開(午後3時03分)

古瀬議会事務

質疑順位を記載した別紙を添付しています。

局主幹

川辺委員

公開する範囲は、各委員会で議論して公開・非公開を決めるということか。

島田委員長

そうです。議会運営委員会も広聴広報委員会も会議記録を公開する議論 をしていないので、公開していないという報告がありました。ここはあく までもやり方を定めているということです。

矢作委員

先ほど、石本委員が情報公開請求で何が除かれているかと聞いていたが、わかるか。

休 憩(午後3時05分)

再 開(午後3時09分)

古瀬議会事務

過去に議会改革に関する特別委員会の会議記録の情報公開請求がありまして、所沢市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき、個人の氏名と

局主幹

住所を一部非公開としています。

石本委員

それ以外は公開するということか。

古瀬議会事務

そのとおりです。

局主幹

荻野委員

情報公開請求があった場合というのは、写しをもらえるのか。

古瀬議会事務

市政情報センターにおいて写しを交付しています。

局主幹

荻野委員

写しを交付する場合、実費は負担してもらうのか。

古瀬議会事務

写しの作成に要する費用をご負担いただきます。

ら、個人が特定できる内容以外は公開できてしまう。

局主幹

石本委員

これまでの議論を持ち帰って、原則と言っても仮に情報公開請求された

荻野委員

第3項のただし書きがあればクリアされることである。

川辺委員

原則の中に個人の権利も含まれるという認識があったが、やはり表記した方がよいということも含め持ち帰りとする。

矢作委員

この条例のタイトルも「(会議録等の公開)」に改めるのか。

島田委員長

会議録の後に「等」を入れることになります。

会議録等の公開につきましても、持ち帰りとさせていただきます。

次に、新規条文案を既存条例のどこに入れ込むかという検討をお願いし

ておりましたので、ご意見をお伺いしたいと思います。

荻野委員

まず、「議長及び副議長志願者の所信表明」の条文については、第2章の議会及び議員の活動原則の第5条の会派の条文の次はどうか。「会議録等の公開」と「議会モニター制度」については、第3章の市民と議会の関係に関わる部分と思われるので、「会議録等の公開」については、第6条と第7条の間でどうか。「議会モニター制度」については、第8条の次でどうか。「情報通信技術の活用」については、第9章の議会及び議会事務局の体制整備の中の第24条の次あたりがよいと考える。

島田委員長

ただ今のご提案のとおりでよろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

ご提案のとおり条文を入れ込んでいきたいと思います。

荻野委員

先ほどのとおりに入れるのであれば、条番号がずれていくことになる。

○その他

矢作委員

前回の会議記録を見て、一点確認したいことがある。政治倫理条例施行 規程(案)の解釈で確認したいことがある。

第2条第4項で、以前、石本委員は却下する段階で弁護士が入って審議

をするからという発言があったので、改めて条文を見たところ、提出された書類に不備があって満たしていないときと、修正指示に応じなかったときに却下となるとなっているので、弁護士が入って却下する、しないということではないと思ったので確認したい。

島田委員長

書かれているとおりです。

荻野委員

前回のその他のところで、政治倫理条例の一部改正の議員提出議案の際 の青木議員からの議案質疑について、その後どうなったのか。

松本委員

青木議員は、荻野議員が指摘されたような発言はしていない。

荻野委員

まだ特別委員会が存続しているので、そちらで議論すべきではないかという質疑を、佐野議員に対してされていたと記憶している。そのようなことは言っていないということか。

松本委員

言っていない。

荻野委員

議会の録画中継を見て、確認する。

石本委員

当初は次の委員会が10月25日の予定で終結できそうということだ

ったが、持ち帰りもあるので、念のためのスケジュールを押さえてはどうか。

島田委員長

政策研究審議会に諮問する関係があるので、25日までには終わっていないといけないので、来週に開く必要があります。

休 憩(午後3時23分)

再 開(午後3時27分)

島田委員長

次回の日程ですが、10月20日(水)の午後1時30分からでよろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

視察の件につきまして、事務局から報告をお願いします。

古瀬議会事務

局主幹

寒河江市議会の政治倫理審査会につきましては、詳細が寒河江市議会のホームページに審査会のことが掲載されておりました。

政治倫理審査会の審査請求がなされ、審査会が設置されましてから、寒 河江市議会の政治倫理条例の第7条第1項に規定する審査請求による調 査実施の適否がまず審査され、合計3回の審査の結果、本請求による調査 実施を適とする委員、否とする委員双方の意見があったことから、審査会の決定は出席委員の全会一致を要するため、審査会として本請求による調査実施を否とし、審査を終えられているとのことでした。

# 石本委員

わかりました。

散 会(午後3時30分)